

第 8 回国際シンポジウムにおける各プレゼンテーションの主なポイント

基調講演

ダミエン・ネーヴェン氏（欧州委員会チーフエコノミスト・ジュネーブ大学教授）

- ① 欧州において合併審査における市場画定，水平及び非水平のガイドラインが過去 10 年の間に改定され，合併審査に対する幾つかの指針を示してきた。
- ② 合併審査における市場画定の主要な目的は，合併によって市場が競争制限的になるかどうかをチェックするためのものである。例えば，仮想的な独占者の行動を考える等，関連市場について検討することによって，合併における競争への影響を詳細に見ることができる。
- ③ 協調効果に関しては，多くの構造的な市場の条件を踏まえて，市場で協調効果が生じ，維持されるかを検討することが重要であり，関連する市場ごとに競争の状況を丁寧に見ていかねばならない。
- ④ 垂直的な合併は，水平的な合併とは異なる問題が生じる。川上市場や川下市場に対して反競争的な効果が生じているかどうかを慎重に見る必要がある。例えば，川上又は川下市場と情報の共有が図られ，効率化が達成される可能性が考えられる。
- ⑤ ガイドラインについて，企業側は，予測可能性が図れるような詳細な内容にしてほしいと考えているが，EU では，過剰に記述するのは適当でなく，クリアであることを原則としている。こうした詳細性とシンプルさとのトレードオフを踏まえながら，EU 合併規制は深化してきたところである。

研究発表 1

小田切宏之氏（公正取引委員会競争政策研究センター所長・成城大学社会イノベーション学部教授）

- ① 合併の事後検証を行うに当たり，合併当事会社は，収益力を向上させたのか（利益率は上がったのか。6 事例。），資本市場からより高い評価を得られたのか（株価は上がったのか。15 事例。），技術・品質・コストなどで競争力が付いたのか（研究開発支出は増えたのか。39 事例。），そして，需要者に対して貢献したか（価格は上昇しなかったのか。3 品目。）という観点から，実証分析を行った。
- ② 実証分析を行った結果，利益率や株価を向上させるほど十分に効率性向上があった事例は多くなかった。研究開発・特許件数への影響については，多くの事例で合併後に低下していた。価格への影響については，3 品目の分析に限られるが，合併当事者の価格は上昇傾向にあった。以上のことから，事例による差は大きいものの，合併によって，合併当事会社の利益を上昇させ，消費者厚生を増加させるほどの効率性向上があったとはいえないという研究結果であった。

- ③ 競争政策当局は、価格や消費者に対する影響を重視すべきであり、数量分析に基づいた、より経済的、定量的な評価を活用する必要がある。

研究発表 2

川濱昇氏（公正取引委員会競争政策研究センター客員研究員・京都大学大学院法学研究科教授）

- ① 米国や EU をはじめとする各国競争当局は経済分析に力点をおいているが、我が国では、実務において合併規制に経済学的な議論が展開された例はほとんどない。
- ② 単独効果の定量的分析方法として合併シミュレーション（合併を意図している企業が仮に合併した場合に競争に与える影響を分析すること。）がある。効率性向上の定量的な把握に焦点が向きがちであるが、効率性を定量的に勘案するには、悪影響も定量的に勘案されていることが必要である。合併シミュレーションは、規制当局だけの道具ではない。諸外国では、合併当事会社が用いることで自らに有利な結果を導いた例がある。

基調講演・研究発表に対するコメント

御立尚資氏（株）ボストンコンサルティンググループ日本代表）

- ① 1980 年代くらいから技術革新や規制緩和を背景に市場における地位の変化率が高まり出し、2000 年代になると、変化の幅が一層大きくなっている。つまり、上位企業であっても規模のメリットが効かなくなり、地位の持つ価値が下がっている。
- ② 産業の境界もぼやけてきており、例えば、音楽産業ではレーベル会社による流通の時代からネット配信の時代に変化し、競争相手は同業他社ではなく、個人とか携帯電話会社になってしまっているので、ポジショニングのメリットも少なくなっている。
- ③ 企業は「変化に対応する力」を身に付ける必要があり、企業合併はこの目的を果たすための手段の一つである。合併が価値を生むには「合併後の統合」が重要であるところ、日本においては、合併によるシナジー効果に関して、人事、雇用など特有の問題がある。